

高松市自治基本条例と総合計画の関係について

1 総合計画について

(1) 総合計画とは

- ・新たな目標と発展の方向性を定め、高松市の新しいまちづくり及び市政運営の基本方針として策定
- ・市が定める最上位の計画に位置付けられるもの

(2) 第5次高松市総合計画（現在の総合計画）

ア 計画期間 平成20年度～27年度

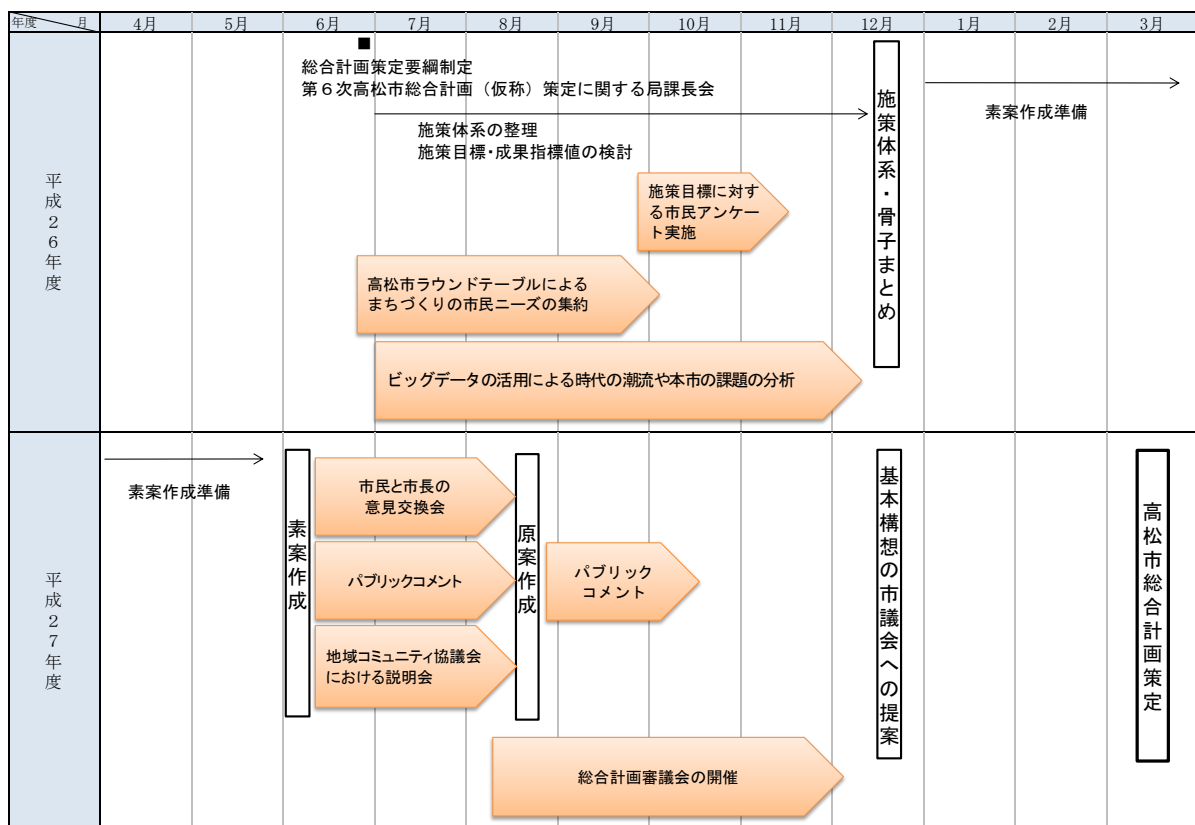
イ 構 成 「基本構想」と「まちづくり戦略計画」(実施計画)

(3) 第6次高松市総合計画（仮称）

ア 計画期間 平成28年度～35年度

イ 構 成 「基本構想」と「まちづくり戦略計画」(仮称)

ウ 策定スケジュール



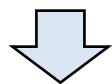
2 総合計画策定の根拠規定

第25条第1項

市長は、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、総合計画を策定するものとする。

総合計画については、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法

の一部を改正する法律」が公布され、市町村に総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けられていた同法第2条第4項の規定が削除となったことから、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市の独自の判断に委ねられることとなった。



- 基本構想の策定 自治基本条例第25条第1項
- 基本構想の議決 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例

3 総合計画策定における参画の確保

第25条第2項

市長は、総合計画の策定に当たっては、参画の機会を確保するものとする。

第6次高松市総合計画（仮称）の策定に当たり、行政と市民のパートナーシップを基本とし、広範な市民の意見や提案が計画づくりに反映できるよう、市民参画の機会を積極的に確保しながら計画策定を進めることとしている。

4 第6次高松市総合計画（仮称）策定における市民参画の手法

平成26年度に実施のもの

(1) 高松市ラウンドテーブルの実施

ア 目的

お互いが自由な立場で語り合い、意見交換を行うことができるラウンドテーブルを実施し、市民意識調査などでは把握しきれない市民の声をすくい取るとともに、市民の市政に対する関心や認識を深めるための場としても活用するもの

※ ラウンドテーブルとは、重要なテーマについて、市民、NPOなどが、同じテーブルで自由に語り合い、意見交換を行うもの

イ メンバーの構成及び募集方法

区分	募集方法
40歳以上	・公募 ・NPOやボランティア団体等に応募依頼
40歳未満	
大学生	大学連携を行っている大学等に対して応募依頼

※ 市議会議員や市職員（非常勤嘱託職員を含む。）、また、市の附属機関等の委員となっている方を除く。

ウ 意見交換テーマ

(ア) 人口減少の時代において、持続可能なまちを維持するために

全国的な少子・高齢化、人口減少の時代にあって、定住人口の確保を図っていくことが求められている。住み続けたいまち高松となるために、どのようなまちづくりが求められるかを自由に意見交換

テーマ ①子育てしやすいまちづくり

②住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるまちづくり

③若者が住みたいまちづくり

(イ) 高松の魅力を高めるために

高松市は、文化や産業、芸術などの創造性を生かし、世界に向けて、魅力があふれる活力のある創造都市（クリエイティブ高松）を推進している。どうすれば、高松の魅力さらに高められるかを自由に意見交換する。

テーマ ①高松の魅力を生かしたまちづくり

エ 開催日時

平成26年8月6日（水）、20日（水）、9月3日（水）の3回

（学生は8月6日（水）、9月3日（水）の2回）

(2) 目標に対する市民アンケートの実施

ア 概要

総合計画の施策目標の妥当性や成果の目標などについて、市民アンケートを実施し、その結果を踏まえた、市民にとって分かりやすい目標設定を目指すもの

イ 実施時期

施策体系の整理、施策目標・成果指標値成果指標値の検討をする過程において実施（平成26年10月頃）

(3) ビッグデータの活用による時代の潮流や本市の課題の分析

ア 概要

基礎資料として、今後の市政への潜在的な要望等の発見するため、ビッグデータ（ICT（情報通信技術）の進展により収集・蓄積等が可能になった多種多様なデータ）を活用し、ソーシャルメディア上の高松市に関するデータの調査・分析等行うもの

イ 実施時期

基本計画骨子作成に併せて実施（平成26年12月頃までに概ね終了）

ウ 参考：アンケートをソーシャルメディアとの比較

	ソーシャルメディア	アンケート
メリット	・市の考えの制約を受けない自由な発言を収集できる。 ・市外に居住している人の発言も収集できる。 ・リアルタイムで調査ができる。	・市の考えた設問に基づいた調査ができる ・回答者の年齢・性別などが分かる
デメリット	・ソーシャルメディアを使わない人の声は収集できない。 ・発言者の年齢・性別などが分かりにくい。	・市の考えた設問以外の回答を得ることができない ・市外居住者や若者からの回答が得にくい。

平成27年度に実施予定のもの

- (1) 市長と市民との意見交換会
- (2) 地域コミュニティ協議会における説明会
- (3) パブリック・コメント

5 総合計画の進行管理及び進捗状況の公表

第25条第3項

執行機関は、総合計画を効果的かつ着実に推進するため、透明性を確保しつつ適切に進行管理を行うとともに、定期的にその進捗状況を市民に公表するものとする。

総合計画の進行管理のひとつの方法として、本市では、行政評価システムを導入し、Plan（計画）－Check（評価）－Action（改善）のマネジメントサイクルによる進行管理を行っている。

